

環境管理施設に関する学内規則

岡山大学環境管理施設規程

(昭和53年7月27日)
岡山大学規程第27号)

(設置)

第1条 岡山大学に岡山大学環境管理施設(以下「管理施設」という。)を置く。

(目的)

第2条 管理施設は、学内の共同利用施設として、本学における教育研究に伴い発生する廃液を処理し、もって環境の汚染を防止することを目的とする。

(部門)

第3条 管理施設に次の部門を置く。

- 一 無機廃液部門
- 二 有機廃液部門

(組織)

第4条 管理施設に施設長及びその必要な職員を置く。

- 2 施設長は、本学教授のうちから学長が命ずる。
- 3 施設長は、管理施設に関する業務を掌理する。
- 4 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 職員は、施設長の命を受け、管理施設の業務に従事する。

第5条 第3条各号の部門に部門長を置く。

- 2 部門長は、施設長を補佐し、部門の業務を処理する。
- 3 部門の組織その他必要な事項は別に定める。

(運営委員会)

第6条 管理施設に管理施設の運営に関する基本的事項を審議するため、岡山大学環境管理施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関する規程は別に定める。

(技術指導員)

第7条 管理施設に廃液の適正な処理を図るため廃液処理技術指導員(以下「技術指導員」という。)を置く。

- 2 技術指導員に関する事項は別に定める。

(利用)

第8条 管理施設の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年7月27日から施行する。

岡山大学環境管理施設運営委員会規程

(趣 旨)

(昭和53年7月27日)
岡山大学規程第28号

第1条 この規程は、岡山大学環境管理施設規程（昭和53年岡山大学規程第27号）第6条第2項の規定に基づき、岡山大学環境管理施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、岡山大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）の運営の基本方針その他重要な事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、学長が命ずる。

- 一 施設長
- 二 部門長
- 三 管理施設を利用する部局ごとに推薦された教授又は助教授各1人
- 四 経理部長及び施設部長

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹 事)

第6条 委員会に幹事を置き、主計課長、企画課長及び施設長の属する部局の事務長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の会務について委員を補佐する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、管理施設において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営については委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和53年7月27日から施行する。

岡山大学環境管理施設部門組織要項

(昭和53年7月27日決裁)

1. この要項は、岡山大学環境管理施設規程（昭和53年岡山大学規程第27号）第5条第3項の規定に基づき、岡山大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）の無機廃液部門及び有機廃液部門（以下「部門」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。
2. 部門の主な業務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 部門の運営計画の立案及び運転に関すること。
 - (2) 部門の技術的問題の指導、助言に関すること。
 - (3) その他部門管理機関及び事務部、技術指導員との連絡調整に関すること。
3. 部門に部門長のはか次の職員を置くことができる。
 - (1) 部門長補佐
 - (2) 技術職員
4. 部門長は、本学教官のうちから施設長の推薦により学長が命ずる。
5. 部門長補佐は、本学教官のうちから施設長が命ずる。
6. 部門長及び部門長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。
7. 部門長補佐は、部門長を補佐し、技術的助言指導を行う。
8. 技術職員は、次の業務に従事する。
 - (1) 部門の運転実施計画の立案、運転時の装置の監視及び保守点検、その他部門の業務に必要な事項
 - (2) 管理施設の安全円滑なる利用を図るため、利用者に必要な助言指導を行うこと。
9. この要項は、昭和53年7月27日から実施する。

岡山大学環境管理施設廃液処理技術指導員要項

(昭和53年7月27日決裁)
(昭和54年7月27日一部改正)

1. この要項は、岡山大学環境管理施設規程（昭和53年岡山大学規程第27号）第7条第2項の規定に基づき、岡山大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）の次の各部門における廃液処理技術指導員（以下「技術指導員」という。）の業務、養成方法等について定めるものとする。
 - (1) 無機廃液部門
 - (2) 有機廃液部門
2. 技術指導員の主な業務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 廃液の搬入及び装置の運転、モニタリングについて利用者の指導に関すること。
 - (2) 所属部局の廃液の量及び質的面の適確なる把握に関すること。
 - (3) 廃液の分類、貯留について必要な指示と指導に関すること。
 - (4) 処理に最適な廃液ロットの作成指導に関すること。

- (5) 所属部局の処理実施計画の作成に関すること。
- (6) その他管理施設との連絡調整に関すること。
3. 管理施設を利用する部局は、管理施設利用について所定の知識を有する教官等のうちから廃液の量及び部局の規模等に応じ適当数の技術指導員候補者を選考し、岡山大学環境管理施設長（以下「施設長」という。）に必要書類を添えて提出するものとする。
4. 施設長は、前項の技術指導員候補者に対し、管理施設の利用に必要な知識を教授するため、第1項に規定する部門別の技術指導講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。
5. 施設長は、前項の講習会を修了した者を、岡山大学環境管理施設運営委員会の議を経て、技術指導員として登録するとともに、岡山大学公害防止対策委員会に通知するものとする。
6. この要項は、昭和54年7月27日から実施する。

岡山大学環境管理施設実行委員会設置要項

（昭和53年7月27日 決 裁）
（昭和53年10月1日 一部改正）

1. 岡山大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）に管理施設の円滑な運営を図るため、岡山大学環境管理施設実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2. 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 管理施設の運営に関する具体的事項
 - (2) 無機及び有機廃液の処理方法に関すること。
 - (3) その他管理施設を円滑に運営するために必要な事項
3. 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 施設長
 - (2) 部門長
 - (3) 岡山大学公害防止対策委員会規程第3条第1項第2号の工学部委員
 - (4) 工学部化学系講座所属教官若干名
4. 委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。
5. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
6. 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させることができる。
7. 第3項第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
8. 委員会に幹事を置き、工学部事務長をもって充てる。
9. 幹事は委員会の会務について、委員を補佐する。
10. 委員会の庶務は、工学部の事務部において処理する。
11. この要項は、昭和53年10月1日から実施する。